

堺市手数料条例施行規則及び堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

(堺市手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 堺市手数料条例施行規則（平成12年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同条第13項各号列記以外の部分中「する」を「とする」に改め、同項第2号ア中「第6条第4項」の次に「、法第6条の2第1項」を、「第18条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第4条第2項の表の備考第2号ア及び第6条第4項の表の備考第2号ア中「第6条第4項」の次に「、同法第6条の2第1項」を、「第18条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第6条の2第8項の表の備考第2号ア中「第6条第4項」の次に「、同法第6条の2第1項」を、「第18条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、同条第16項の表の備考第5項第1号中「第7条の2第5項又は第18条第18項」を「同法第7条の2第5項又は同法第18条第22項若しくは第26項」に改める。

第10条第1号中「第6条第4項」を「第18条第3項」に改める。

(堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則（平成15年規則第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「第18条第2項」の次に「又は第4項」を加える。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日（その日がこの規則の公布の日前である場合にあつては、この規則の公布の日）から施行する。